

発行 一般社団法人 池袋労働基準協会

TEL. 03-3988-6344 FAX. 03-3988-6366

<http://www.ikerokyo.or.jp/> e-mail:office@ikerokyo.or.jp

〒170-0014 東京都豊島区池袋1丁目8番8号

令和5年度全国労働衛生週間説明会を開催



高橋署長

令和5年9月7日（木）、IKE・Biz多目的ホールにおいて、約120名の事業場の方が参加して、「令和5年度全国労働衛生週間説明会」が開催されました。

この説明会は「目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場」のスローガンのもと、今年で74回目を迎える全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的に、企業経営者や労務安全衛生担当者等を主な対象として開催したものです。なお今回から、建設業労働災害防止協会東京支部豊島板橋練馬分会が主催団体として加わりました。

始めに、主催者を代表して、高橋和彦労働基準監督署長の挨拶、引き続き大島会長、小松原分会長2名の紹介後、第一部として説明に入りました。

池袋労働基準監督署の榎原専門官より、「全国労働衛生週間実施要綱等について」と題し、全国労働衛生週間及び準備期間の趣旨、及び、第14次労働災害防止計画のポイントについて説明を行いました。続いて、和田監督官より「労働時間管理等について」と題し、労働衛生と労働時間管理の関係性について説明を行いました。引き続き古田労災第一課長より「労災認定状況等について」と題し、心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要について説明を行いました。

目 次

❖令和5年度 全国衛生週間説明会を開催	1～4
❖池袋労働基準監督署からのお知らせ	4～6
—労働保険への加入はお済ですか	
—第10次粉じん障害防止総合対策	
❖ハローワーク池袋だより	7
❖定時総会開催案内 講習会等・協会行事実施と計画	8



榎原 専門官



和田 監督官



古田 労災第一課長

引き続き後半は、事例発表及び講演を行いました。

【事例発表1】

「従業員の健康づくり推進と、社会への貢献」

TOPPAN株式会社 板橋事業所 総務部 安彦 拓哉 課長

説明要旨

「体の健康」についての取り組み事例3件紹介

- ①社内で毎年ウォーキングイベントを実施している。「楽しみながら健康作り」をコンセプトとして当社グループ会社の提供するウォーキングアプリ「aruku&(あるくと)」を使いイベントを実施。
職場対抗で競技性を持たせながら楽しい健康作りをしていくもので、昨年は板橋事業所で400名が参加し、職場の活性化につながっている。
- ②体組成計「インボディー」を活用し、健康診断とは別に体組成測定会を実施した。社内診療所で測定するだけでなく、その場で個人用レポートを出力し、そのデータを元に事業所の診療スタッフが面談を行いアドバイスをするイベントである。
- ③事業所内にある診療所で「節目歯科検診」を毎年実施している。定期的に歯科に受診する習慣がないことから自分の歯の状況を把握していない従業員が多い。そのような方たちへの意識付けに、30歳、35歳、45歳、55歳を節目の年齢に設定し、無料で歯の状況をチェックする取り組みを社内で行っている。



TOPPAN 株式会社
安彦 拓哉 氏

「心の健康」についての取り組み事例4件紹介

- ①ストレスチェックは安衛法で定められているが、当社では独自のストレスチェックシステムを用いて毎年実施している。「ストレス」、「コンディション」、「環境変化」の3つの指標を元に、メンタルヘルスの不調のリスクを判定している。所属する組織別に自動分析を行い、その結果をレポートとして各部門長に展開する。特にリスクが高いと判定された部門は、具体的に改善策を検討させて実行を促す取り組み内容になっている。
- ②事業所の診療所内に外部の産業カウンセラーを招いて従業員が無料で受けられるカウンセリングルームを設置している。週に1回事前予約制で、メンタル不調にかかわらず、仕事やプライベートの事も気軽に相談できる。秘密は守られており本人が希望すれば、必要に応じて産業医や会社と情報連携でき、ラインケアの一つと位置付けている。
- ③職場のコミュニケーションの活性化を目的として、オンラインレクリエーションを実施している。コロナの影響で、職場内でのコミュニケーション不足が課題となっていた。ZOOMやオンラインツールを活用し、eスポーツ大会などオンラインレクリエーションをグループ各所で実施している。
- ④社内にリラックス&ワークスペースを設置した。コロナ渦を経て、テレワーク、オンライン会議などがスタンダードになり、従業員の働き方の選択肢も増えている。時間と場所に左右されず、より柔軟に働ける場所、従業員同士の偶発的コミュニケーションを見出す場所として、事業所内の空きスペースを改修し、カフェ風のちょっと一息できるような場所を設けた。

【事例発表2】

「建設現場の熱中症対策について」

戸田建設株式会社 首都圏土木支店 城北中央公園調節池作業所 鈴木 雅博 所長

説明要旨

工事の目的は、台風等集中豪雨に対して地域を洪水から守るため、城北中央公園の敷地内に一時的に水を貯える調節池を造る工事です。

ニューマチックケーソン工法は、下部では圧気工法で掘削沈設し、ケーソン上部では躯体を造るという2つの工事を並行して進める工法です。ケーソンの作業室内では気圧は高いが遠隔操作もあり、環境としては恵まれている。ケーソン上部の躯体を作る作業は、日陰の無い直射日光を受けながらの作業のため、夏場は過酷な状況だった。

熱中症対策として、通常の①水分・塩分補給②休憩時間を増やす③体を冷やすことを行った。具体的には以下の内容を実施した。

- ・水分はスポーツドリンクを支給、塩分、塩飴、カリカリ梅なども用意
- ・体を冷やす方法として送風機、エアコン、スポットクーラーなどを設置
- ・空調服着用の奨励をした。
- ・休憩時間を、通常の10時と15時にこだわらず気温に応じて増やした。

さらに詳細を説明すると、大型製氷機を設置し、休憩時間に飲み物や水筒に入れて冷やして飲むことができた。また、かき氷を作る機械を2台用意したほか冷水機や大型の冷凍庫、冷蔵庫も設置した。

水分補給対策としては、10リッターのジャグを2つ用意し、中にスポーツドリンクを入れ無料で提供した。事務所にはOS-1を常備し、気分が悪くなった作業員が出たときに初期対応できる準備もしていた。

エアコンが効いた休憩室を用意しただけでなく、屋外の休憩所にも天井からミストを噴霧したり、扇風機を設置して、屋外でも体を冷やせる環境を作った。また作業箇所にも、特に地上部はスポットクーラーや扇風機を設置した。

このように十分な対策をとり「水分、塩分、休憩を多く取ること。」と朝礼時に毎朝周知しても、実際は取らない作業員も多く、加えて暑い日でも無理してがんばって作業を続けてしまう作業員もいた。熱中症対策は「人」の自己管理となるため非常に難しいと感じていた。そのため、所長である私が現場巡視する際には、作業員それぞれに声掛けを行っていたり、顔色を見たりして気を配る必要があった。

そこで、何か先端技術で熱中症の管理ができないかと検討していたところ、熱中症対策をIoTで管理する「作業モニタリングシステム」がまさに我々が求めていたツールであったので早速導入した。作業モニタリングシステムは、ヘルメットに装置を取り付け、作業員の熱ストレスや体温、脈拍数など異常な変化があるとアラートで知らせる機能が主なシステムである。アラートが鳴った作業員は、本人の意思と関係なく作業を中断し、熱ストレスが下がるまで休憩することを継続した。

今後ますます気温は上昇し、過酷な状況の中で作業をすることが考えられる。その中でも熱中症対策は永遠のテーマとされているが、様々なシステムが開発され、いずれは完全に防げる技術が早期に出ることを期待している。

工事を開始して4年が経つが、このシステムを導入した年は熱中症が1人も出ていない。これは「作業モニタリングシステム」が100%機能したこともあるが、基本である水分・塩分補給や休憩を取る、体を冷やすことがやはり重要な対策である。これを欠かさず行っていたからこそ、システムと相まって熱中症を防ぐことができたと考えている。今後の熱中症対策として、今回の事例が参考になれば幸いと考える。



戸田建設株式会社
鈴木 雅博 氏

講演「健康寿命延伸と労働生産性の向上」

中央労働災害防止協会 健康快適推進部審議役 三觜 明 氏

講演抄録

- ・ 人生100年時代、若者から高齢者まですべての人が元気に活躍できる環境づくりが求められる。健康寿命の定義は、現在健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

健康寿命の延伸つまり不健康期間を短くすることが重要
女性の平均寿命 87.09歳 健康寿命 75.46歳 不健康期間 11.63年
男性の平均寿命 81.05歳 健康寿命 72.57歳 不健康期間 8.48年
・ 従業員の健康は生産性の向上や離職率の低下など企業にとってメリットとなる。



中央労働災害防止協会
三觜 明 氏

働く人の健康づくりは職場の活性化に不可欠

アブセンティーズム ⇒ 健康問題による仕事の欠勤（病欠）

プレゼンティーズム ⇒ 欠勤にはいたっておらず勤怠管理上は表に出てこないが、健康問題が理由で生産性が低下している状態（腰痛、花粉症、糖尿病、片頭痛、睡眠障害）

- ・ 60歳以降も働きたい人は7割を占めるが、66歳以降仕事をしている人は半数である。
- ・ 仕事をしなくなった理由の3割は健康問題である。
- ・ 従業員の健康管理は企業に責任があるが、従業員自身の健康づくりは自らの自助努力である。

健康経営をすすめることとは、①経営者は、自らが健康観について、その考え方をすべての従業員に表明する。（経営者は㊦と㊧のどちらに投資すべきか？ ㊦喫煙ルーム⇒がん、循環器疾患、歯周病等健康へのリスクあり ㊧リフレッシュルーム⇒ホッとすることのある快適な職場環境）②管理監督者は、健康管理者として、コストパフォーマンスの視点から健康づくりを推進する。③従業員は、自ら健康管理に責任を持ち、健全な労働力の提供に努める。（現状では、健康に気を付けていない⇒17.2% 病気にならないよう気を付けているが、特に何かをやっているわけではない⇒36.7%）④産業保健スタッフは、戦略的構想のもと、プロフェッショナルとしての役割を遂行する。

- ・ 健康診断は健康の微調整の絶好の機会である。

自覚症状などに気付いてから検査を受けた場合、病気が発見されて働くことができなくなる可能性がありまた、日常生活にも制限が生じることもある。

- ・ 運動は心身に良い効果があり、1回10分の身体活動をお勧める。

こまめに動くことで、ストレスに強いからだを作る。①からだを動かしている人は抑うつ状態になりにくい。②継続した身体活動はストレスを溜め込みにくくする。③運動習慣は熟眠を促進する。

1日の歩きの目安は？ 20～64歳・・・8,000歩 65歳以上・・・6,000歩

+10プラステン 今より毎日10分長く歩くとよい。

労働保険への加入はお済ですか？

～11月は労働保険未手続事業一掃強化期間～

労働保険は、労働者が失業したときの失業給付(雇用保険)、労働災害に遭ったときの労災給付(労災保険)などを行うものです。1人でも労働者を雇用している事業主は雇用形態を問わず、労働保険への加入義務があります。

- ▶ 問合せ：雇用保険について…ハローワーク池袋雇用保険適用課 TEL03-3988-6662
労災保険について…池袋労働基準監督署労災課 TEL03-3971-1259

東京労働局 第10次粉じん障害防止総合対策

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「第10次粉じん障害防止総合対策（2023年度～2027年度）」（以下「第10次総合対策」という。）を策定しました。

東京労働局は、「第10次総合対策」を踏まえ、東京労働局第10次粉じん障害防止総合対策を定め、下記事項を重点事項とし、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ります。事業者の方におかれましては、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を確実に実施しましょう。

総合対策の重点事項

1. 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進
5. アーク溶接作業、岩石等の裁断等作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

「電動ファン付き呼吸用保護具」の活用

特定の粉じん作業以外の粉じん作業においても電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること。（勧奨）

「粉じん対策の日」

～毎月特定の日を設定し、下記について定期的に実施しましょう！～

○呼吸用保護具の点検 ○局所排気装置等の点検 ○たい積粉じん除去のための清掃

「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～30日）

東京労働局労働基準部健康課

事業者が重点的に講ずべき措置の概要

1

呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

～保護具着用管理責任者を選任し、管理を徹底しましょう～

- 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進
 - ・ 令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」に基づき選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させてください。
- 電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 改正省令に関する対応
 - ・ 令和4年5月の労働安全衛生規則等の一部を改正する省令において、作業環境測定の結果、第三管理区分に区分された場所で、かつ、その改善が困難な場所では、厚生労働大臣の定めるところにより濃度を測定し、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること、当該呼吸用保護具に係るフィットテストを実施することが義務付けられたことから、これらの改正内容に基づき適切な呼吸用保護具の着用等を行ってください。

2

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

～電動ファン付き呼吸用保護具を使用しましょう～

- 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく措置
事業者の実施すべき事項
 1. 粉じん対策に係る計画の策定
 2. ずい道等の掘削等作業主任者の職務の適切な実施
 3. 粉じん発生源に係る措置
 4. 換気装置等による換気の実施等
 5. 粉じん濃度等の測定
 6. 有効な呼吸用保護具の使用
 7. 粉じん濃度等の測定等の記録
 8. 労働衛生教育の実施
 9. その他の粉じん対策
- 元方事業者が配慮する事項
 1. 粉じん対策に係る計画の調整
 2. 教育に対する指導及び援助
 3. 清掃作業日の統一
 4. 関係請負人に対する技術上の指導等
- 健康管理対策の推進
 - ・ じん肺健康診断結果に応じた措置の徹底
 - ・ 健康情報等の一元管理システムの活用
 - ・ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

3

じん肺健康診断の着実な実施

～「じん肺健康管理実施状況報告」は毎年2月末日が提出期限です～

粉じん作業に従事させる際（就業時健康診断）、また常時粉じん作業に従事させる場合（定期健康診断）には、じん肺法に基づきじん肺健康診断を実施しなければなりません。また、じん肺健康診断に関する記録の作成に当たっては、粉じん作業職歴を可能な限り記載し、作成した記録の保存を確実に行ってください。

4

離職後の健康管理の推進

～健康管理手帳所持者は年1回、無料で健康診断を受けることができます～

粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が「管理2」又は「管理3」の離職予定者に「健康管理手帳」の交付申請について周知してください。その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行ってください。

5

アーク溶接作業等※に係る粉じん障害防止対策

～屋外での作業を含め、有効な呼吸用保護具を使用する必要があります～

※アーク溶接作業のほか、岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業をいう。

- アーク溶接作業、岩石等の裁断等作業
 1. 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底
 2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境改善
 3. 呼吸用保護具の着用徹底及び適正な着用の推進
 4. 健康管理対策の推進
 5. じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底
- 金属等の研磨作業
 1. 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等
 2. 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境改善
 3. 局所排気装置等の適正な稼働、検査、点検
 4. 特別教育の徹底
 5. 呼吸用保護具着用、適正な着用の推進
 6. たい積粉じん対策の推進
 7. 健康管理対策の推進
- 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業
 - ・ 呼吸用保護具の使用の徹底
 - ・ 対策の要旨について、作業場の見やすい場所への掲示、説明等の実施



ハローワーク池袋だより



求人を検討されている事業所の方 すでに求人をお申込みいただいている事業所の方

パソコン・タブレット等からの求人申込、求人コンサルティングスタッフ（求人者支援員）のご訪問等でのフォローアップ、各種イベントや事業をご案内いたします。（ハローワークの求人掲載に費用は一切かかりません。）

会社のパソコンから求人申込みができます



求人者マイページ開設の流れ

①インターネットで【ハローワークインターネットサービス】を検索し、
事業所登録・求人申込み（仮登録）をクリック。メールアドレスを入力、規約に同意



ハローワークインターネットサービスはこちらから

②認証キーをメールにて受信（50分有効）

③認証キーを入力しパスワードを登録

④ 事業所・求人情報を登録 をクリック

⑤ 求人情報を仮登録

⑥ハローワークに電話し、求人情報を本登録（求人受理・公開）

注）アカウント登録完了日の翌日から14日以内にご来所くださいと表示が出ますが、お電話でOKです！
事業所登録や派遣・請負求人は確認資料を求める場合があります。

★求人者マイページ開設完了★
来所しなくても求人の申し込みや変更が可能に！

★マイページの操作方法についてお問い合わせはヘルプデスクまで

TEL：0570-077450

人材募集のご相談は求人者支援員へ！



人材が必要な事業主様！求人者支援員がハローワークでの求人掲載にかかる各種ご相談を承ります。

求人掲載のご相談
コンサルティング

マッチング支援等
フォローアップ

求人者支援員が日程調整の上、貴社にお伺いします！

事業所第一部門 求人者支援員（03-3987-8609 34#）まで

お問い合わせは

ハローワーク池袋 事業所第一部門まで

TEL：03-3987-8609 31#

令和6年 新年賀詞交歓会のご案内

令和6年の新年を迎えるにあたり、新年を賀し、下記のとおり新年賀詞交歓会を開催いたします。ご出席の申し込みは、同封のご案内にある出席申し込み書により、令和6年1月12日(金)までに(一社)池袋労働基準協会あてFAXにてお願いいたします。

日時：令和6年1月24日(水) 午後5時00分より(開場：午後4時30分)

場所：リビエラ東京 豊島区西池袋5-9-5

会費：10,000円

内容、申込み等の詳細は同封のご案内をご覧ください

講習会等・協会行事実施報告と計画

当協会主催講習会等についての内容、お申し込みは同封のご案内か当協会ホームページをご覧ください。他地区協会との共催講習会の内容、お申し込みは当協会ホームページをご覧ください。

なお、講習会等については中止となることもありますので、ホームページをご覧になるか、事務局までお尋ねください。

2023年(令和5年)4月～2024年(令和6年)3月講習会等実施計画(予定)

<池袋協会主催講習会等>	2023年(令和5年)										2024年(令和6年)		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
新入社員安全衛生教育等講習会	12日												
労働行政運営方針説明会		18日											
全国安全週間説明会			7日										
全国労働衛生週間説明会						7日							
練馬豊島板橋地区安全衛生推進大会								14日					
人事労務・労働保険担当者法令実務説明会												予定	
安全衛生推進者養成講習		23-24日				20-21日					20-21日		
安全管理者選任時研修			27-28日				17-18日					18-19日	
衛生推進者養成講習				11日			10日				7日		
実務基礎講座「労災保険給付手続き」(共催)			20日										
実務基礎講座「雇用保険・社会保険」(共催)			22日										
労務人事担当者基礎講習(共催)						1-11日							
実務基礎講座「人事・労働者のための労基法」(共催)			29日										
労務管理講習会「労災保険第三者行為災害の給付実務講習会」(共催)								7日					
労務管理講習会「労働時間・休日・休暇の実務」(共催)									7日				

協会ホームページ <http://www.ikerokyo.or.jp/>

講習会等申込書、入会申込書をダウンロードできます。講習会等のご案内については、随時更新いたします。